

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	軽自動車税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、軽自動車税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税事務
②事務の概要	軽自動車税は、賦課期日(4月1日)現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)の定置場を当市内に有する所有者に対して賦課決定を行うものである。 軽自動車等を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては運輸局各運輸支局を介して申告が行われ、原動機付自転車、小型特殊自動車に関するものは当市に対して申告が行われる。 なお、身体障害者手帳等の交付を受けた場合などは減免申請書を当該市町村にて受付け、必要に応じて減免を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①賦課対象者情報の準備。(地方税法第443条、第463条の17) ②納税義務者の軽自動車等の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第463条の19) ③原動機付自転車および小型特殊自動車の申告を受け付けたときは、標識交付証明書または廃車済書を発行する。 ④納税義務者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。 ⑤納税義務者から減免申請書を受領する。(地方税法第463条の23、青梅市市税条例第89条・第90条) ⑥納税義務者に対し、減免決定通知書を送付する。
③システムの名称	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会の根拠 番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部 課税課 庶務係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従って、本人からのマイナンバー取得を徹底し、やむを得ず住基ネットで照会する場合には、4情報または住所を含む3情報により行うことを厳守している。上記のほか、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄に当たり手作業が介在するが、いずれにおいても複数人で確認を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考ええる。
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい、滅失、および毀損を防ぐための物理的安全措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、過去に個人情報が記載された申請書の滅失事案(保管期間未了の誤廃棄)が発生したことを踏まえ、文書廃棄時には複数人で対象文書の確認を行うこと、さらには、実施記録を保存することを徹底している。 以上のことから、特定個人情報の漏えい、滅失および毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. ②所属長	市民税課長 萩原 宏志	市民税課長 吉澤 武司	事後	人事異動に伴う変更
平成29年7月27日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の27項	情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	
平成30年4月1日	I 5. ①部署	総務部 市民税課	市民部 市民税課	事後	組織改正による変更
平成30年4月1日	I 8. 連絡先	総務部 市民税課 庶務係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	市民部 市民税課 庶務係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111	事後	組織改正による変更
平成30年9月6日	I 5. ②所属長の役職名	市民税課長 吉澤 武司	市民税課長	事後	
令和1年10月1日	I 1. ②事務の概要	地方税法第442条の2、第445条、第447条、第454条	地方税法第443条、第463条の17、第463条の19、第463条の23	事後	法改正による変更
令和1年12月1日	II 1. いつ時点の計数か II 2. いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	令和元年12月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I 5. ①部署	市民部 市民税課	市民部 課税課	事後	組織改正による変更
令和5年4月1日	I 5. ②所属長の役職名	市民税課長	課税課長	事後	組織改正による変更
令和5年4月1日	I 8. 連絡先	市民部 市民税課 庶務係	市民部 課税課 庶務係	事後	組織改正による変更
令和6年11月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項	番号法第9条第1項 別表の24項	事後	
令和6年11月1日	I 4. ②法令上の根拠	情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 別表第二の27項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	情報照会の根拠 番号法第19条第8号	事後	
令和6年11月1日	II 1. いつ時点の計数か II 2. いつ時点の計数か	令和元年12月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	